

## 令和3年度 第13回朝来市農業委員会総会議事録

- 1 開催日 令和3年8月19日(木) 午後1時50分～午後2時56分
- 2 開催場所 朝来市役所本庁舎4階会議室
- 3 出席した農業委員 12人  
1番 松浦 修三委員      3番 前田 由記夫委員      4番 奥藤 康正委員  
6番 米田 隆至委員      7番 米田 利秋委員      8番 西村 繁 委員  
9番 佐野 伸夫委員      10番 大田垣 強委員      11番 楠 晃 委員  
12番 原田 昌二委員      13番 西 好朗職務代理者      14番 石原 武美会長
- 4 欠席した農業委員 2人  
2番 大森 げん委員      5番 高本 知宜委員
- 5 出席した農地利用最適化推進委員 13人
- 6 現地調査委員  
農業委員 楠 晃 委員      原田 昌二委員  
推進委員 吉井 忠大委員      吉田 和之委員
- 7 議事日程  
日程第1 議案第56号 農用地利用集積計画の決定について  
日程第2 議案第57号 農地法第3条申請について  
日程第3 議案第58号 農地法第4条申請について  
日程第4 議案第59号 農地法第5条申請について  
日程第5 議案第60号 非農地証明申請について
- 8 事務局職員  
事務局長 石橋 禎之 次長 藤原 雅人 副局長兼農地農政係長 足立 尚幸  
支援専門員 中川 繁春
- 9 農林振興課職員  
主事 西谷 和徳
- 10 会議の概要  
○事務局 それでは、ただいまから第13回朝来市農業委員会総会を開会させていただきます。

既に送付させていただいております次第に基づきまして進めさせていただきます。

最初に、石原会長からご挨拶をいただきます。

○石原会長 <挨拶>

○事務局 ありがとうございます。

それでは、ここからは会長に議長になっていただきまして、次第に基づき進めていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

○石原会長 それでは、次第3の「成立宣言」ですが、本日の出席委員を事務局から報告してください。

○事務局 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員13名でございます。

○石原会長 ただいま事務局より報告がありましたとおり、朝来市農業委員会総会会議規則第8条の規定によりまして、定足数に達しておりますので、第13回朝来市農業委員会総会の成立を宣言いたします。

次第4の「議事録署名人の指名について」ですが、13番、西好朗委員と14番、私、石原が議事録署名人となります。

それでは、続きまして、次第5の「議事」に入ります。議事日程に基づき進めさせていただきます。

日程第1「議案第56号、農用地利用集積計画の決定について」を、まず上程させていただきます。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 ここで、朝来市農業委員会総会会議規則第18条、議事参与の制限の規定に基づきまして、山野委員が議案第56号の関係者であることから、退席を求めます。

それでは、審議を続けます。

議案第56号の提案理由の説明を担当課に求めます。

○担当課 失礼いたします。農林振興課の西谷と申します。

3ページをご覧いただきたいと思います。それでは、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます。まず、1、利用権の設定に係る面積、筆数及び戸数についてですが、まず、田が26,070平方メートル、20筆、畑が3,218平方メートル、5筆、合計29,288平方メートル、25筆となっております。続きまして、利用権を受ける戸数ですが、

8戸。利用権を設定する戸数ですが、18戸となっております。

続きまして、2番、設定する利用権の概要について説明させていただきます。まず、利用権の内容についてですが、使用貸借権が20筆、22,874平方メートル。賃貸借権が5筆、6,414平方メートルとなっております。

続きまして、利用権の終期についてですが、令和4年3月31日までのものが4筆、4,587平方メートル、令和5年3月31日までのものが3筆、5,048平方メートル、令和6年3月31日までのものが2筆、1,745平方メートル、令和7年3月31日までのものが2筆、5,585平方メートル、令和8年3月31日までのものが9筆、10,027平方メートル、令和13年3月31日までのものが5筆、2,296平方メートルとなっております。

続きまして、4ページをご覧いただきたいと思います。4ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方及び設定される方の賃借地の所在地一覧表を記載しております。

下の表を見ていただきたいと思うのですが、今回から賃借料10アール当たりの金額を記載させていただいております。

まず、下の表の上段2段になりますが、この2段に関しましては、●●さんが借り受けられる農地となっております。この●●さんについてですが、福知山市で認定農業者として認定されており、既に福知山市、朝来市でそれぞれ農地を持たれております。また、備考のところに造園と書いておりますが、苗木等を作付される予定となっております。

続きまして、●●さんの下が、ひょうご農林機構が借り受けられる農地となっております。ひょうご農林機構が借り受けられる5筆の農地のうち、上段2筆、岩津分につきましては、ひょうご農林機構を通じて●●さんが借り受けられる候補となっております。この●●さんに関しましては、認定新規就農者の認定を今年の7月29日付で取られております。

ひょうご農林機構の5筆のうち残り3筆、物部分につきましては●●さんが借り受けられる候補となっております。この●●さんにつきましては市外からの移住者で、朝来市の農業研修制度を使われて研修されております。研修につきましては、今年の8月末で終わられる予定となっております。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと思います。5ページにつきましては、利用権の設定を受けられる方の情報を記載しております。

続きまして、6ページをご覧いただきたいと思います。6ページにつきましては、利用権を設定される方の情報を記載しております。

以上、簡単ではありますが、農用地利用集積計画の概要について説明させていただきます

した。慎重審議よろしく願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

委員の皆さんからご意見なりご質問はございませんか。特にないですね。

それでは、議案第56号につきまして採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、山野委員、お戻りください。

続きまして、日程第2「議案第57号、農地法第3条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位118番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 それでは、118番の説明をいたします。

航空写真の受付順位118番をご覧ください。まず、申請者の●●さんは、6月に新規就農希望者研修を修了されたところであります。それで、修了したということでこのたびの3条申請となりました。また、譲渡人の●●さんは柿坪区の出身ですが、現在は亀岡のほうに住居を構えて住んでおられます。家屋、農地などを順次整理されてきましたが、家屋については既に譲受人の●●さんにお渡しになっております。

農地については、申請者が研修中であったため今回の申請となりました。当該農地は6筆あります。申請地●●番地は、山東工業団地の入り口がありますが、そこから4枚目のところが●●番地になります。ほかの5筆につきましては、場所的に言いますと、朝来市の斎場を北近畿自動車道の側道に沿って粟鹿方面に走っていただきますと、与布土方面という青い看板が、小さな看板なんです、ございます。それが中央に走っている道でございいます。その中の●●番地の右側に小さな建物がありますが、これが山東町の与布土浄化センターでございいます。その前を横に走っております与布土川の橋を渡っていただきますと、川に沿って申請地の●●番地、●●番地、●●番地という農地が点在しています。あと、●●番地、●●番地は、その申請地の下のほうに集落があるわけですが、その中の●●さんの住居の前のほうにあります農地が該当農地でございいます。山東工業団地の前の田は、以前より●●さんに委託されて耕作をしていただいております。ほかの点在している農地の●●番地、●●番地、●●番地につきましては、稲作や、また自己保全となっ

ておりますが、●●さんから出ました申請計画によりますと、水稻を3,080平方メートル、野菜などを2,846平方メートルの作付を検討されております。

3条の審議資料条件を全て満たしておりまして、許可相当というふうに思っております。

●●さんは、柿坪区内でも、また与布土地域内でも数少ない若い農業者でありまして、区長はじめ柿坪区の皆さんは大変期待をされております。審議のほどよろしく願います。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位119番及び120番、2件の提案理由の説明を、地元委員の奥藤委員に求めます。

○奥藤委員 失礼いたします。それでは、受付順位119並びに120番の説明をさせていただきます。

まず、最初に、受付順位119の航空写真をご覧ください。ちょうどこの中ほどに道がございますまして、これが国道9号線になります。国道9号線、山東町の滝田交差点を左折いたしまして、ちょうど150メートルぐらい走ったところに丁の字に突き当たる場所がございます。そこを左に曲がると目標物でございます山東町の梁瀬、磯部地区の浄化センターがございます。そこを約50メートル進んでもらったところが今回の申請地でございます。

譲渡人の●●さんにつきましては●●をされておりましたが、体調を崩されまして数年早く辞められたように聞いております。また、農業をすることも難しいということで、機会があればと、処分をしたいということでありました。同じ滝田区の●●さんと話が整いまして、今回の申請となりました。

3条申請資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題ないと、許可相当と思っておりますので、ご審議よろしく願いをいたします。これが119番でございます。

それから、次の120番の航空写真、ご覧ください。申請地につきましては、国道9号線、夜久野方面に進んでいただき、京都と兵庫県の県境の手前を左折して市道へ入っていただき、約30メートル進んでいただくと、目標物、携帯電話の中継基地のアンテナがあります。それを左に見てもらって、そのアンテナを隔てた右側の場所でございます。周辺につきましては、写真で見ていただいたとおり鹿柵がされておりまして、また雑草も相当伸びております。区画が分かりにくいんですけども、そういった場所でございます。

譲渡人の●●さんにつきましては、農地を手広く耕作されている方がないかということで探しておられたようでございます。譲受人の●●さんにつきましては、先ほど説明があったとおり、農業経営について多角的に展開されており、●●さんとの間で売買契約がで

きたということで今回の申請となりました。

第3条の申請審査資料に基づきまして確認いたしましたところ、何ら問題がなく許可相当と思いますので、ご審議よろしくお願いいたします。以上でございます。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位121番の提案理由の説明を、地元委員の松浦委員に求めます。

○松浦委員 失礼します。それでは、説明させていただきます。

まず、受付順位121番の航空写真をご覧ください。申請地ですけれども、和田山町竹田で、旧木村酒造さんの跡で、現在、ホテルE Nというのがございます。その前の道を朝来橋方面に向かいまして、途中、まちなか駐車場というのがございますが、その裏の土地ということになります。

このたび、譲受人の社会法人●●が運営する●●というのがあるんですけれども、ここは、身体、知的障害を持つ成人が自立を営めることを目的とした授産施設であります。これまではゴルフキャリーバッグの縫製ですとか、ランドセル用の肩ベルトなどの生産を行い、一流メーカーなどに出荷を行っておりましたけれども、バブルの崩壊、少子化など影響を受けまして、受注がなかなか受けられなくなったというふうに聞いております。そこで、朝来市農林振興課の支援を受けまして、地元生産者に協力をするという形で、農作業に従事する受託料から就労継続支援B型事業所としての工賃を得るという形にすることができました。そこで、今回この農地を取得しまして、販売用にイチゴ、サツマイモ、ピーマン等を作り、また観光農園用にイチゴ、サツマイモを作るという計画と聞いております。近くには●●の施設、●●もありまして、公衆用道路に囲まれた独立した農地でありまして、ほかの農地への支障もないところであります。

地元区長、農事部長の許可もいただいております。農地法第3条の特例措置にも適合しており、何ら問題なく許可相当というふうに考えております。なお、写真の左隅にあります、奥のほうに見える付随している建屋につきましては、農業用倉庫として活用するというふうに聞いております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位122番の提案理由の説明を、地元委員の佐野委員に求めます。

○佐野委員 失礼します。122番の説明をさせていただきたいと思います。

添付しております122番の地図をご覧ください。申請地は、県道朝来山東線の大月の信号を東に100メートル行った畑でございます。

譲受人の●●さんは、この度●●さん、●●さんからこの畑を有償で譲り受けることになりました。農業経験もあり、トラクター、田植機、コンバインも所有されておりますし、周辺の農地にも何の影響もございません。

農事部長、それに区長さん、水利委員さんにも了解を取り、何の問題もなく、この案件は許可相当だと考えられます。ご審議よろしくお願いいたします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位123及び124番、2件の提案理由の説明を、地元委員の米田利秋委員に求めます。

○米田（利）委員 失礼します。123番及び124番の説明をさせていただきます。

まず、123番につきまして、航空写真をご覧いただきたいと思います。場所につきましては、山口小学校の隣に播但線が通っていますが、播但線と312号線の間で3筆でございます。

この●●さんにつきましては、7月23日に来られまして、現地確認と、それからいきさつを聞かせていただきました。7月29日に再度、●●司法書士に来ていただきまして面談をさせていただきました。手続の関係につきましては農業委員会の窓口のほうにも相談をさせていただいて、申請の内容につきましても適正であると見ております。

なお、これから先、できる限り農地として利用して、また農地中間管理機構の利用もしていただいたらということでアドバイスをさせていただきました。

以上、特に条件等につきまして問題ないと思っておりますので、審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、124番の航空写真をご覧いただきたいと思ひます。同じく羽瀨で、山口小学校のお寺に向かった道の上でございます。空き家バンクで、前回の117番で空き家に付随する農地として業委員会総会に上程された案件でございます。

この●●さんにつきましては既にこちらに来ておられますけれども、40代半ばの方で、子供さんも連れて来られています。農業委員としましては現地の確認をさせていただいて、特に農地の管理のほうを適切にさせていただきたいということをお願い申し上げます。以上でございます。審査のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位118番から124番まで、地元委員からの提案理由の説明をいただきました。

現地調査委員の原田委員のほうから補足説明ございますか。

○原田委員 失礼します。去る8月4日に楠委員、吉井委員、吉田委員、私、それと事務局2名、現地確認をさせていただきました。

先ほど担当委員様の説明があったとおり、申請内容に何ら問題なく、許可相当と思われます。以上です。

○石原会長 補足説明がございました。

118番から124番までにつきまして、ご意見なりご質問がございましたらお願いします。

特にないようですので、採決を採らせていただきます。

まず、受付順位118番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位119番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、受付順位120番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位121番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位122番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

123番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

〔賛成者挙手〕



○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

最後に、受付順位124番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第3「案第58号、農地法第4条申請について」を上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位125番の提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。125番の説明をいたします。

航空写真をご覧ください。航空写真125番の左のほう、駐車場のラインが写り込んでいるところがあります。これが照福保育園でございます。照福保育園の前を三保のほうに県道溝黒竹田線を走っていただきますと、途中に●●と書いてありますが、それが現在は転用されて、●●の駐車場並びに洗車場になっております。その前を100メートルほど行きますと、●●の事業所がございます。その●●の事業所の裏を行っていただきますと、該当の申請地がございます。申請地の●●番地というのがございますが、それは●●さんのお父さんが建てられた家でございます。その裏が増築された該当の建物になりますが、農地になります。平成15年に●●さんがお父さんから相続されて、農地の一部を造成、平成18年に●●さんが農地法の知識がなく増築されたものでございます。このたび娘さんと同居のためリフォームするときに違法であることに気づかれました。

この4条申請は、追認をお願いする案件でございます。明らかに農地転用違反でございますが、もう既に原状回復も困難ですし、悪質性も認められず、またその農地は農用外となっております。追認の形での始末書も出ております。何とぞ許可いただきますように審議のほどよろしくをお願いします。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

受付順位125番について、現地委員からの提案理由の説明がございました。

現地調査委員の吉田委員のほうから補足説明ございますか。

○吉田委員 失礼します。ただいま西村委員さんが説明されたとおりでございます。補足説明はございません。よろしくをお願いします。

○石原会長 それでは、第4条の関係につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

特にないようですので、受付順位125番について採決を行います。

賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

続きまして、日程第4「議案第59号、農地法第5条申請について」上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位126番について提案理由の説明を、地元委員の西村委員に求めます。

○西村委員 失礼します。126番の航空写真をご覧ください。先ほどの4条申請の追認のお願いをしましたところの照福保育園が同じく左下のほうに写っております、駐車場のライン、白線が見えますが、その前を行きますと与布土川が流れております。その与布土川を渡ってすぐを左折しますと、申請地、該当農地になります。この該当農地●●番地、隣にあります●●番地が譲渡人の●●さんの住居でございます。また、申請人の●●さんの家は●●番地の右側、ちょっと写りが悪いですが、●●番地の辺りにございます。この農地は現在、家庭菜園というような形になっております。譲渡人の●●さんは近くの工場にお勤めで、所有されております農地、畑含めて3筆ございます。その農地のうち2筆は、譲受人になっております●●さんに耕作を依頼されております。

次に、譲受人の●●さんは現在、両親とお住まいですけれども、近く結婚されると聞いております。現在のお宅が手狭で、同居が不可能で新築したいということで、家の裏手になります。その畑を購入して新築したいという申請でございます。この農地は、審議資料の備考にありますように、令和2年12月に●●さんが購入された農地でございます。●●さんは今後、新規就農者を目指したいという意向もあると聞いております。また、関係水利、耕作用の農業用道路についても、迷惑をかけないという確約書が区長、農事部長に出しており、区長、農事部長からも同意書を頂いております。

5条審議資料の各項目にも問題ないというように考えております。審議のほどよろしくをお願いします。

○石原会長 ありがとうございます。

続きまして、受付順位127番について提案理由の説明を、地元委員の原田委員に求めます。

○原田委員 それでは、説明させていただきます。

受付順位127番の航空写真をご覧ください。申請地は、国道312号線の枚田地区のすき家とタイヤ館の交差点がありますが、その交差点を東に入り、かみや歯科の交差点の手前、南北に位置する2か所の農地になります。申請地、●●番地と●●番地ということで、南北に位置しております。このたび、譲受人が南側の分譲住宅地11区画と北側4区画を宅地造成し販売するに当たり、譲渡人との売買の合意に至ったので、農地法第5条の申請がありました。

申請案件の審査資料をご覧ください。受付順位127番、立地基準につきましては、法興寺区内のアパートや個人住宅に隣接する農地で、農振除外区域にあり、第3種の農地に該当いたします。一般基準に基づき、資力、信用について、見積書及び金融機関の残高証明により確認し、事業計画及び事業内容からも目的が果たされるものと思われます。その他、影響のある他法令はなく、面積が南側2,446平方メートルと北側が1,019平方メートルで、住宅用地11区画と4区画の一般個人住宅用地として適正と思われます。

周辺農地への支障もなく、地元区長様、農事部長様、水利組合の代表、土地改良区総代様、及び隣接します農地の同意も取られております。何ら問題なく許可相当と思ひます。ご審議よろしくお願ひします。

○石原会長 ありがとうございます。

126番と127番の提案理由の説明がございました。

現地調査委員の楠委員のほうから補足説明ございますか。

○楠委員 失礼します。8月4日に農業委員、推進委員4人と事務局2人で現地調査を行いました。その結果、先ほど担当の農業委員様の報告、説明がございましたが、何ら問題がなく、そのとおりであると思ひます。以上です。

○石原会長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等、委員のほうからございますか。

特にないようですので、受付順位126番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

受付順位127番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願ひします。

〔賛成者挙手〕

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

127番は3,000平方メートル以上あるので、農業会議でまた審査がありますけども。

○原田委員 1区画じゃなしに全部、その辺はどうですか。

○石原会長 転用申請の面積です。

それでは、続きまして、日程第5「議案第60号、非農地証明申請につきまして」上程いたします。

事務局、朗読してください。

○事務局 <議案朗読>

○石原会長 受付順位128番の提案理由の説明を、地元委員の高本委員が欠席ですので、事務局、お願いします。

○事務局 128番の図面をご覧ください。加都公民館から国道の加都の信号のほうに向かって50メートルほど行きました左側にある建物であります。昭和37年に車庫並びに物置を建築し、20年以上経過しております。以上です。

○石原会長 事務局から提案理由の説明がございました。

現地調査委員の吉井委員から補足説明ございますか。

○吉井委員 失礼いたします。去る8月4日、楠委員、原田委員、吉田委員、そして私と事務局2名で現地を見させていただきました。先ほど事務局の説明のとおりの内容だと承知しております。以上でございます。

○石原会長 この件につきまして、ご意見、ご質問はございますか。

特にないようですので、受付順位128番について採決を行います。

賛成の方は挙手お願いします。

[賛成者挙手]

○石原会長 全員賛成により、本件は承認されました。

それでは、以上で本日の議案審議は全て終了いたしました。

閉会に当たりまして、西職務代理人にご挨拶いただきます。

○西職務代理人 <閉会挨拶>

(午後2時56分終了)